

神戸市公立大学法人職員給与規則

2023年4月1日

規則第48号

(目的)

第1条 この規則は、神戸市公立大学法人職員就業規則（2023年4月規則第28号。以下「就業規則」という。）第23条の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(法令との関係)

第2条 この規則に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「法」という。）、その他の関係法令及び労使協定の定めるところによるものとする。

(適用範囲)

第3条 この規則は、就業規則第2条に規定する職員に適用する。ただし、就業規則第17条に規定する職員を含むものとする。

(給料)

第4条 給料は、正規の労働時間による労働に対する報酬であって、各職員の受ける給料は、その職務の内容、責任の軽重その他勤務に関する条件を考慮したものではない。

(給料表)

第5条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

- (1) 大学教育職給料表（別表第1）
- (2) 高等専門学校教育職給料表（別表第2）
- (3) 一般職給料表（別表第3）

2 神戸市公立大学法人職員の労働時間、休日及び休暇等に関する規則（2023年4月規則第36号。）第3条第2項で規定する短時間勤務職員の給料月額、当該職員に適用される給料表の職務の級に応じた額に、正規の勤務時間を同規則第3条第1項で規定する一般の職員の労働時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(給料の支払)

第6条 この規則に基づく給料は、その全額を通貨で直接職員に払う。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、職員に給料を支給する際、給料から控除することができる。

- (1) 法令で定めるもの
- (2) 法第24条第1項ただし書の協定によるもの

2 前項の規定にかかわらず、職員から申出があったときは、その者に対する給料の全部又は一部を口座振込の方法により支払うことができる。

(給料の支給方法)

第7条 給料は、月の1日から末日までの期間について、その月額的全額を支給する。

2 給料の支給日は、その月の20日とする。ただし、支給日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）、日曜日又は土曜日にあたるときは、順次繰り上げるものとする。

第8条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。ただし、退職した職員が即日職員となったときは、その日の翌日から給料を支給する。

2 職員が退職し、又は死亡したときは、その日まで給料を支給する。ただし、理事長が別に定めるものについては、前条第1項に規定する期間の末日まで給料を支給することができる。

3 前2項の規定（前項ただし書に係る部分を除く。）により給料を支給する場合であって、前条第1項に規定する期間の初日から支給するとき以外のとき、又はその期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その期間の現日数から神戸市公立大学法人職員の労働時間、休日及び休暇等に関する規則（2023年4月規則第36号。以下「労働時間規則」という。）第9条第1項の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

(初任給)

第9条 新たに職員となった者の給料は、理事長が別に定める初任給基準に従い決定する。

(昇給等の基準)

第10条 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、理事長が別に定めるところにより決定する。

2 前項の規定により号給を決定する場合において、他の職員との権衡上必要と認めるときは、理事長が別に定めるところにより、その者の属する職務の級における最高の号給を超えて給料月額を決定することができる。

3 職員の昇給は、理事長が定める日（以下「昇給日」という。）に、理事長が定める期間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させるときの昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として理事長が定める基準に従い決定するものとする。

5 60歳以上の職員（大学の教員に限る。）、58歳以上の職員（高等専門学校の教員に限る。）又は55歳以上の職員（大学の教員と高等専門学校の教員とを除いた職員に限る。）に関する当該年齢に達した日後の最初の4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「0号給」とする。

- 6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 7 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 8 第3項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、理事長が定める。
- 9 就業規則第17条の規定により採用された職員（以下「再雇用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再雇用職員の項に掲げる給料月額のうちその者の属する職務の級に応じた額とする。

（扶養手当）

第11条 扶養手当は、扶養親族のあるすべての職員に対して支給する。

- 2 前項の「扶養親族」とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。
 - (1) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
 - (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
 - (3) 60歳以上の父母及び祖父母
 - (4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - (5) 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額は、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については6,500円、同項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき14,500円とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、同項の額に、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を加算した額とする。

第12条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）がないときは、その旨を含む。）を理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（前条第2項第2号又は第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）
- (3) 配偶者以外の扶養親族がある職員が配偶者のない職員となった場合（配偶者が前号に該当する場合を除く。）
- (4) 配偶者以外の扶養親族がある職員が配偶者を有するに至った場合（配偶者が第

1号に該当する場合を除く。)

- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者の退職又は死亡の日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。
- 3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定(配偶者以外の扶養親族で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該配偶者以外の扶養親族に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)及び扶養手当を受けている職員のうち配偶者以外の扶養親族で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該配偶者以外の扶養親族に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

(地域手当)

第13条 職員に対して地域手当を支給する。

- 2 地域手当の月額、給料、管理職手当(理事長が定める額を除く。)及び扶養手当の月額の合計額に100分の12を乗じて得た額とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、地域手当の月額は、年齢に伴う生計費等を配慮して特別の調整を行う必要があると認めるときは、前項の額に理事長が別に定める額を加算した額とすることができる。
- 4 地域手当は、給料の支給方法に準じて支給する。
- 5 地域手当について必要な事項は、理事長が別に定める。

(給料調整手当)

第14条 給料調整手当は、大学に勤務する教員の業務内容等に応じ給料を調整する手当として、業務量手当及び大学院手当を支給する。

2 業務量手当は、教員の授業・研究活動・その他業務にかかる業務量に応じて支給する。業務量は、1年間毎週授業を1時限行う場合の業務量を基本単位（以下「ユニット」という。）として計測し、ユニット数が一定の量（以下「標準ユニット数」という。）を超える場合には、超えたユニット数に単価を乗じた金額を支給する。ただし、標準ユニット数に満たない場合には、満たないユニット数に単価を乗じた金額を給料から減額する。

(1) ユニット単価の月額は、教授19,000円、准教授・講師18,000円、助教17,000円とする。

(2) その他業務量の測定、標準ユニット数及び支給方法等については、理事長が別に定める。

3 大学院手当は、大学院研究科の授業の実施及び指導学生の有無に応じて次のとおり支給する。

(1) 博士課程において授業を実施し、かつ指導学生がある場合の大学院手当の月額は、教授26,000円、准教授・講師19,000円、助教14,000円とする。

(2) 博士課程において授業を実施せず、指導学生がある場合の大学院手当の月額は、教授16,000円、准教授・講師11,000円、助教9,000円とする。

(3) 博士課程において授業を実施し、指導学生がない場合の大学院手当の月額は、教授10,000円、准教授・講師8,000円、助教5,000円とする。

(4) 修士課程において授業を実施する場合の大学院手当の月額は、指導学生の有無にかかわらず、教授10,000円、准教授・講師8,000円、助教5,000円とする。

(5) その他支給方法等については、理事長が別に定める。

4 給料調整手当は、その月分を翌月20日に支給する。

（住居手当）

第15条 住居手当は、職員でその住居に係る費用を負担していると認められる者に支給する。

2 住居手当の支給区分及びその月額は、世帯主又はこれに準ずる者のうち神戸市内に居住する者については4,000円（借家又は借間を住居としている者であって、第6項に規定するもののうち神戸市内に居住する者については19,000円、神戸市外に居住する者については15,000円）を超えない範囲内において、理事長が定める。

3 前項に規定するこれに準ずる者とは、世帯主以外の職員のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) その居住する住居を借り受け、又は所有する者

(2) 主としてその収入によって当該世帯の生計を支えていると認められる者

4 前3項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、住居手当を支

給しない。

(1) 同一世帯において、住居手当の支給を受けている職員がいる場合

(2) 同一世帯において、理事長が定める者で住居手当に相当する手当の支給を受けている者がいる場合

(3) 職員の居住する住居が神戸市の宿舎である場合

5 住居手当は、同一世帯の構成員が職員の居住する住居に係る費用の負担をその雇
用者から受けている場合には支給しないことができる。

6 第2項に規定するものとは、次の第1号から第4号の要件を満たすものとする。

(1) 住居を借り受けている者が職員又は職員の扶養親族であること。

(2) 借り受けている住居が次のアからエに該当しないこと。

ア 神戸市の宿舎

イ 扶養親族が所有する住居

ウ 扶養親族でない配偶者、父母又は配偶者の父母が所有し、又は借り受け、居
住している住居

エ 職員又は扶養親族以外の者が借り受け、居住している住居

(3) 借り受けている住居が自ら居住するための住居であること。

(4) 家賃を支払っていること。ただし、敷金、礼金、光熱水費、共益費等は家賃に含
まない。

7 新たに職員となった者又は職員が新たに第1項の職員たる要件を具備するに至
った場合若しくは住居、住居表示又は同居者の変更等があったときは、その居住の実
状をすみやかに理事長に届け出なければならない

8 職員は、住居、住居表示又は支給区分の変更により第1項の職員でなくなったと
きは、理事長に届け出なければならない。

9 住居手当の支給は、新たに職員となった者が第1項の職員たる要件を具備すると
きははその者が職員となった日、職員が新たに同項の職員たる要件を具備するに至
ったときはその日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日
の属する月）から開始し、住居手当を支給されている職員が退職し、又は死亡した
ときはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、住居手当を支給されている職員
が同項の職員たる要件を欠くに至ったときはその事実の生じた日の属する月（これ
らの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただ
し、住居手当の支給の開始については、第4項の規定による届出がこれに係る事実
の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する
月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行なうものと
する。

- 10 住居手当は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、支給日までに住居手当にかかる事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

(通勤手当)

第16条 通勤手当は、理事長が特別の定めをするものを除くほか次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で理事長が定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員

2 前項第1号に掲げる職員に支給する通勤手当の額は、支給単位期間につき、理事長が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）とする。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）とする。

3 第1項第2号に掲げる職員に支給する通勤手当の額は、支給単位期間につき、自動車等を使用する距離（以下「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員及び使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員にあつては4,400円、使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員にあつては7,100円、使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員にあつては10,000円、使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員にあつては12,900円、使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員にあつては15,800円、使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員にあつては18,700円、使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員にあつては21,600円、使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員にあつては24,400円、使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員にあつては26,200円、使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員にあつては28,000円、使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員にあつては29,800円、使用距離が片道60キロメートル以上である職員にあつては31,600円とする。

4 前項の規定にかかわらず、第1項第2号に掲げる職員のうち、身体上の障害があるため歩行することが著しく困難であると理事長が認めるものに支給する通勤手当

の額は、支給単位期間につき、前項に規定する額の2倍に相当する額を超えない範囲内において理事長が定める額とする。

- 5 第1項第1号に掲げる職員のうち、併せて自動車等を使用することを常例とするものに支給する支給単位期間当たりの通勤手当の額は、第2項本文の規定及び前2項の例により算出した額の合計額とする。この場合においては、第2項ただし書の規定を準用する。
- 6 通勤手当は、支給単位期間（理事長が別に定める通勤手当にあつては、理事長が定める期間）に係る最初の月の給料の支給日に支給する。
- 7 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の理事長が定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が定める額を返納させるものとする。
- 8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として理事長が定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1か月）をいう。
- 9 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（単身赴任手当）

第17条 勤務地を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他理事長が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事業場の移転の直前の住居から、当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場に通勤することが、通勤距離等を考慮して、理事長が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事業場に通勤することが、通勤距離等を考慮して理事長が定める基準に照らして困難であると認められないときは、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額、30,000円（理事長が定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が理事長が定める距離以上である職員にあつては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて理事長が定める額を加算した額）とする。
- 3 第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定める職員には前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（特殊勤務手当）

第18条 職員が通常の業務の他に、外国語学部長、学生支援部長、教務部長、外国学

研究所長、教職支援センター長、キャリアサポートセンター長、地域連携推進センター長、国際交流センター長、神戸グローバル教育センター長、大学図書館長及び役員付執行スタッフの職を兼ねるとき、又は心身に著しい負担を与えると認められる職務に従事したときに、特殊勤務手当を支給することができる。ただし、理事等役員には、特殊勤務手当を支給しない。

2 特殊勤務手当は次に掲げる額とする。ただし、第12号から第16号は高等専門学校の教員にのみ適用する。

(1) 外国語学部長	月額70,000円
(2) 学生支援部長	月額70,000円
(3) 教務部長	月額70,000円
(4) 外国学研究所長	月額70,000円
(5) 大学図書館長	月額30,000円
(6) 教職支援センター長	月額30,000円
(7) キャリアサポートセンター長	月額30,000円
(8) 地域連携推進センター長	月額30,000円
(9) 国際交流センター長	月額30,000円
(10) 神戸グローバル教育センター長	月額30,000円
(11) 役員付執行スタッフ	月額10,000円
(12) 学校が計画又は実施する行事において 泊を伴う学生の引率指導	1回5,100円
(13) 学校が指定する対外運動競技等において 学生等を引率して行う指導の職務で泊 を伴うもの又は週休日若しくは休日等に 行うもの	1回5,100円以内
(14) 学校の管理下で行われる部活動指導に おける学生に対する指導の職務で週休日 等又はこれに相当する日に行うもの	1回3,600円以内
(15) 入学試験における受験者の監督、採点 又は合否判定の職務	1回900円
(16) 宿日直業務	1回4,400円以内
(17) 防災指令に基づき勤務公署内での待機を命 ぜられたもの（待機時間中に災害活動に 従事した時間は除く）	
ア1時間以上3時間未満	2,900円
イ3時間以上5時間未満	4,450円
ウ5時間以上7時間未満	6,050円

エ7時間以上 6,800円

- 3 特殊勤務手当は、その月分を翌月20日に支給する。
- 4 その他支給方法等については、理事長が別に定める。

(管理職手当)

第19条 管理又は監督の地位にある職員の職のうち、理事長が指定するものについて、その職務の特殊性に基き、その職にある者に対し、管理職手当を支給することができる。ただし、理事等役員には、管理職手当を支給しない。

- 2 管理職手当の支給を受けることとなる職及びその職にある職員に対する月額には次に掲げる額以内とする。

(1) 高等専門学校長	107,000円
(2) 大学事務局次長	107,000円
(3) 事務室長	107,000円
(4) 課長及び担当課長	89,000円
(5) 教務主事及び学生主事	55,000円

- 3 管理職手当は、その月分を当月20日に支給する。
- 4 その他管理職手当の支給方法については、理事長が別に定める。

(管理職員特別勤務手当)

第20条 前条の規定に基づく理事長が指定する職にある職員で、管理若しくは監督の複雑、困難及び責任の度を考慮して、理事長が定めるものが臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により、週休日又は休日に理事長が定める労働をしたときは、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給することができる。

- 2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において理事長が定める額とする。ただし、前項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して理事長が定める勤務にあつては、その額に100分の150の範囲内において理事長が定める割合を乗じて得た額とすることができる。
- 3 管理職員特別勤務手当は、その月分を翌月20日に支給する。
- 4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(給与の減額)

第21条 職員が労働しないときは、労働時間規則第9条に規定する職員の休日（以下単に「休日」という。）である場合、休暇（労働時間規則第27条に規定する特別休暇（育児部分休暇に限る。）を除く。）による場合その他その労働しないことにつき特に承認（神戸市公立大学法人育児休業等に関する規則（2023年4月規則第39号。以下「育児休業等規則」という。）第20条第1項に規定する育児短時間勤務、同規則第25条に規定する育児部分休業の承認及び労働時間規則第13条第1項に規定する介護時間の承認を除く。）（以下本条中「特別承認」という。）があつた場合を除くほか、

その労働しない時間 1 時間につき、第25条に規定する労働 1 時間あたりの給与額を減額して給与を支給する。

2 前項の特別承認は、次の各号に定める基準によって理事長が労働しないことにつき承認を与えた時間又は日をいう。

(1) 神戸市公立大学法人職員職務専念義務の免除に関する規則（2023年 4 月規則第 38号。以下本号中「職免規則」という。）第 2 条各号（同規則第 2 条第 3 号の規定に基づく場合にあっては理事長が別に定めるものに限る。）の規定に基づきその義務を免除されたとき。

そのつど必要と認める時間又は日（ただし、職免規則第 2 条第 4 号③にあっては、1 週間をこえない範囲内でそのつど必要と認める日）

(2) 職員と生計を一にする親族の葬祭、分娩又は職員の親族の風水震災等による災害、その他の私事故障により勤務しないとき。

そのつど必要と認める時間又は日（当該年度内を通じて10日間を限度とする。）

3 減額すべき給与額は、給料、地域手当及び特殊勤務手当のそれぞれに対応する額に分け、次期以降の計算期間において支給する当該給与から減ずるものとする。

4 前項の場合において、退職、休職等の事由により減額すべき給与額が次期以降の計算期間において支給する当該給与から減額することができないときは、その他の未支給の給与から減ずるものとする。

5 職員が、承認がなくて労働しなかった時間数、育児短時間勤務、介護部分休業の承認を受けて労働しなかった時間数及び介護休業の承認を受けて労働しなかった時間数は、その計算期間ごとに通算する。

（時間外勤務手当）

第22条 正規の労働時間外に労働することを命ぜられた職員には、正規の労働時間外に労働した全時間に対して、労働1時間につき、第25条に規定する労働1時間あたりの給与額に正規の労働時間外にした次の各号に掲げる労働の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合から100分の150までの範囲内で理事長が定める割合（その労働が午後10時から翌日の午前5時までの間であるときは、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外労働手当として支給する。

(1) 正規の労働時間が割り振られた日（次条第 2 項の規定により正規の労働時間中に労働した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における労働 100分の125

(2) 前号に掲げる労働以外の労働 100分の135

2 正規の労働時間外に労働することを命ぜられ、正規の労働時間外にした労働の時間が 1 か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて労働した全時間に対して、前項の規定にかかわらず、労働 1 時間につき、第25条に規定する労働 1 時間当

たりの給与額に100分の150（その労働が午後10時から翌日の午前5時までの間であるときは、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

3 時間外勤務手当は、その月分を翌月20日に支給する。

4 時間外勤務手当の支給の基礎となる労働時間数は、当該月分をそれぞれ支給率の異なる部分ごとに通算し、それぞれ1時間に満たない端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

（休日勤務手当）

第23条 職員には、正規の労働時間が割り振られた日が休日に当たっても、正規の給与を支給する。

2 休日において正規の労働時間中に労働することを命ぜられた職員には、正規の労働時間中に労働した全時間に対して、労働1時間につき第25条に規定する労働1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。ただし、当該休日が労働時間規則第11条の規定に基づき他の日に振り替えられた職員には、当該休日については、休日勤務手当は支給しない。

3 休日勤務手当は、その月分を翌月20日に支給する。

（時間外勤務手当等に関する規定の適用除外）

第24条 前2条の規定は、管理職手当の支給を受ける職員には適用しない。

（労働1時間あたりの給与額）

第25条 労働1時間あたりの給与額は、給料月額、これに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間の労働時間に52を乗じたものから職員の休日（各年度の4月1日から翌年3月31日までにおける国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月28日から翌年の1月4日までの日のうち、週休日と重なる日を除く日数の合計）に7.75を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。

（期末手当）

第26条 期末手当は、6月1日又は12月1日（以下この条から第28条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職をし、又は死亡をした職員についても同様とする。

2 期末手当の額は、算定基礎額に、6月1日に在職する職員（当該基準日前1か月以内に退職し、又は死亡をした職員を含む。以下この項において同じ。）に支給する場合においては理事長が定める割合を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6か月 100分の100

(2) 5か月以上6か月未満 100分の80

(3) 3か月以上5か月未満 100分の60

(4) 3 か月未満 100分の30

3 再雇用職員に対する前項の規定の適用については、理事長が別に定める。

4 第2項の算定基礎額は、それぞれその基準日現在（退職をし、若しくは解雇され、又は死亡をした職員にあっては、退職をし、若しくは解雇され、又は死亡をした日現在）における職員の給料、扶養手当及びこれに対する地域手当の月額合計額とする。

5 第5条第3号に規定する一般職給料表の適用を受ける職員のうち、その属する職務の級が4級以上であるもの及びこれと同等であると考慮しうるものとして、理事長が定めるもの並びに一般職給料表以外の給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して、これに相当する者として理事長が定めるものの算定基礎額は、前項の規定にかかわらず、同項の額に、給料及びこれに対する地域手当の月額合計額に100分の120を超えない範囲内で、職務段階等に応じて理事長が定める割合を乗じて得た額（管理又は監督の地位にある職員のうち、理事長が定めるものにあつては、その額に管理職手当の月額を超えない範囲内で理事長が定める額を加算した額）を加算した額とする。

第27条 前条第1項及び第31条第2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する理事長が定める期末手当を支給する日（以下これらの日を「支給日」という。）の前日までの間に就業規則第36条第5号の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第18条第5号の規定により解雇された職員

(3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職をした職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職をした日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第28条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職をしたものが次の各号のいずれかに該当するときは、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職をした日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確

定していないとき。

(2) 離職をした日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、本学に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかったとき。

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があったとき。

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過したとき。

3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

4 理事長は、一時差止処分を行う場合において、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

5 この規則に定めるほか、期末手当の支給に関し必要な事項は、理事長が定める。
(勤勉手当)

第29条 勤勉手当は、6月1日又は12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1か月以内に退職をし、若しくは就業規則第18条第1号の規定により解雇され、又は死亡をした職員についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、算定基礎額に理事長が定める割合を乗じて得た額とする。

3 再雇用職員に対する前項の規定の適用については、理事長が別に定める。

4 第26条第4項及び第5項の規定は、勤勉手当の算定基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「第2項」とあるのは「第29条第2項」と、「職員の

給料、扶養手当及びこれらに対する地域手当」とあるのは「職員の給料及びこれに対する地域手当」と、同条第5項中「前項」とあるのは、「第29条第4項に準用する前項」と読み替えるものとする。

- 5 この規則に定めるほか勤勉手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。
- 6 第27条及び第28条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第27条中「前条第1項」とあるのは「第29条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第29条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び第28条において同じ。）から」と、同条第4号中「次条第1項」とあるのは「第29条第6項において準用する次条第1項」と読み替えるものとする。

（休職者の給与）

第30条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり就業規則第13条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職させられたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

- 2 職員が結核性疾患にかかり就業規則第13条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職させられたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、地域手当、扶養手当及び住居手当のそれぞれの100分の80（再雇用職員にあっては、給料及び地域手当のそれぞれの100分の80を上限とする額で理事長が定めるもの）を支給することができる。

- 3 職員が、前2項以外の心身の故障により就業規則第13条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職させられたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、地域手当、扶養手当及び住居手当のそれぞれの100分の80（再雇用職員にあっては、給料及び地域手当のそれぞれの100分の80を上限とする額で理事長が定めるもの）を支給することができる。

- 4 職員が就業規則第13条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職させられたときは、その休職の期間中、これに給料、地域手当、扶養手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

- 5 職員が、就業規則第13条第1項第3号に該当して休職させられたときは、その休職の期間中、理事長が定めるところに従いこれに給料、地域手当、扶養手当及び住居手当のそれぞれ100分の100以内を支給し、又は支給しないことができる。

- 6 就業規則第13条第1項の規定により休職にされた職員には、別段の定めがない限り、前各項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

（育児休業期間中の給与等）

第31条 育児休業等規則第3条第1項に規定する育児休業及び同規則第16条に規定する出生時育児休業をしている期間については、給与等を支給しない。

- 2 第26条第1項に規定するそれぞれの基準日に在職する育児休業職員のうち、基準

日以前6か月以内の期間において勤務した期間（理事長が定めるこれに相当する期間を含む。）があるときは、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。

3 第29条第1項に規定するそれぞれの基準日に在職する育児休業職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間があるときは、第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

4 育児休業をした職員が職務に復帰したときの昇給については、理事長が別に定める。

（介護休業期間中の給与等）

第32条 介護休業等規則に規定する介護休業をしている期間については、給与等を支給しない。

2 前項に規定するもののほか、介護休業をする職員に関し必要な事項は、別に定める。

（自己啓発等休業期間中の給与等）

第33条 自己啓発等休業規則に規定する自己啓発等休業をしている期間については、給与等を支給しない

2 前項に規定するもののほか、自己啓発等休業をする職員に関し必要な事項は、別に定める。

（配偶者同行休業期間中の給与等）

第34条 配偶者同行休業規則に規定する配偶者同行休業をしている期間については、給与等を支給しない

2 前項に規定するもののほか、配偶者同行休業をする職員に関し必要な事項は、別に定める。

（神戸市からの派遣職員の給与）

第35条 公益法人等への職員の派遣等に関する条例に基づき、神戸市から派遣された職員の給与については、この規則の規定にかかわらず、神戸市職員の給与に関する条例その他神戸市の関係規定の定めるところにより算定した額を支給する。

（研修期間中の給与）

第36条 神戸市外国語大学特別研修制度規程（2010年6月規程第4号）に規定する特別研修に従事する職員の給与については、同規程の定めるところにより算定した額を支給する。

（施行の細目）

第37条 この規則の施行に関して必要な事項は、理事長が定める。

附 則

1 この規則は、2023年4月1日から施行する。

- 2 公立大学法人神戸市外国語大学職員給与規程（2007年4月規程第13号）は、廃止する。
- 3 2023年3月31日において神戸市職員に対する期末手当などの支給に関する条例（昭和28年6月神戸市条例第23号）の適用を受けている職員で、引き続き神戸市公立大学法人の職員となったものの期末手当等の支給については、当該職員のこの規則の適用を受ける職員としての在職期間に神戸市職員としての在職期間を通算する。

附 則

- 1 心身の故障による休職者の給与を定めた第30条第2項及び第3項については、この条項の施行状況を踏まえ今後再検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この規則は、2024年4月1日から施行し、2023年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、2024年7月1日から施行する。
- 2 第10条第5項の施行日から2028年3月31日までの間においては、次の各号に該当するものに対する改正後の同条同項の適用については、「0号給」とあるのは、「1号給」とする。
 - (1) 大学の教員であって、当該昇給を行う年度における4月1日時点の年齢が65歳未満のもの
 - (2) 高等専門学校教員の教員であって、当該昇給を行う年度における4月1日時点の年齢が63歳未満のもの
 - (3) 前2号以外の職員であって、当該昇給を行う年度における4月1日時点の年齢が60歳未満のもの
- 3 別表第3は、2024年7月1日から施行し、2024年4月1日から適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、2025年4月1日から施行する。
- 2 別表第1から第3（ただし、別表第3の5級の欄については、1,100円を減じた額）は、2024年4月1日から適用する。
（2026年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）
- 3 施行日から2026年3月31日までの間における第11条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは、「(5) 重度心身障害者 (6) 配偶者」と、同条第3項中「14,500円」とあるのは「13,500円」と、「とする」とある

るのは、「前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

別表第 1（第 5 条関係） 大学教育職給料表（1）

職員の区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
再雇用職員以外の職員		円	円	円	円
	1	239,200	288,400	329,700	382,400
	2	241,400	290,700	333,200	384,600
	3	243,600	292,900	336,700	386,800
	4	245,700	295,100	340,200	389,000
	5	247,800	296,900	343,700	391,200
	6	249,100	298,500	345,500	393,400
	7	250,600	300,100	347,300	395,600
	8	252,100	301,600	348,900	397,800
	9	253,600	303,100	350,500	400,000
	10	255,400	304,400	352,200	401,900
	11	257,200	305,700	354,100	403,800
	12	259,000	307,000	355,800	405,700
	13	260,800	308,300	357,200	407,500
	14	263,000	310,000	359,100	409,600
	15	265,100	311,800	361,000	411,700
	16	267,300	313,500	362,900	413,600
	17	269,600	315,200	364,800	415,600
	18	271,900	317,100	366,500	417,800
	19	274,200	319,000	368,100	420,000
	20	276,400	320,900	369,500	422,100
	21	278,400	322,800	370,800	424,300
	22	280,200	324,800	372,400	426,500
	23	282,000	326,900	374,000	428,700
	24	283,800	329,000	375,500	430,800

	25	285, 700	331, 000	377, 100	432, 800
	26	287, 000	332, 800	378, 500	434, 900
	27	288, 400	334, 600	379, 900	437, 000
	28	289, 800	336, 200	381, 400	439, 100
	29	291, 200	338, 000	382, 800	441, 300
	30	292, 600	339, 600	384, 200	443, 700
	31	293, 900	341, 200	385, 500	446, 200
	32	295, 200	342, 800	386, 900	448, 800
	33	296, 500	344, 200	388, 300	451, 300
	34	298, 000	345, 800	389, 700	453, 700
	35	299, 500	347, 400	391, 000	456, 200
	36	301, 000	349, 000	392, 300	458, 500
	37	302, 400	350, 400	393, 700	460, 800
	38	304, 200	351, 800	395, 100	463, 400
	39	306, 000	353, 100	396, 500	465, 900
	40	307, 800	354, 400	397, 900	468, 200
	41	309, 600	355, 700	399, 400	470, 400
	42	311, 300	357, 300	400, 800	472, 800
	43	312, 900	358, 800	402, 400	475, 200
	44	314, 300	360, 300	404, 000	477, 400
	45	315, 700	361, 800	405, 400	479, 900
	46	317, 600	363, 300	406, 700	482, 400
	47	319, 500	364, 800	408, 100	484, 900
	48	321, 300	366, 300	409, 400	487, 400
	49	323, 400	367, 800	410, 800	489, 700
	50	324, 600	369, 200	412, 300	492, 200
	51	325, 800	370, 700	413, 800	494, 700
	52	327, 000	372, 200	415, 200	497, 100

53	328, 100	373, 700	416, 500	499, 500
54	329, 100	375, 300	418, 100	501, 900
55	330, 100	376, 800	419, 700	504, 300
56	331, 100	378, 400	421, 400	506, 600
57	332, 000	380, 000	423, 200	508, 900
58	332, 900	381, 700	424, 700	511, 200
59	333, 800	383, 400	426, 400	513, 500
60	334, 800	385, 000	427, 900	515, 800
61	335, 800	386, 500	429, 300	517, 900
62	336, 600	387, 900	430, 900	520, 000
63	337, 500	389, 300	432, 500	522, 100
64	338, 300	390, 600	433, 800	524, 200
65	339, 000	391, 900	434, 900	526, 400
66	339, 800	393, 600	436, 300	528, 300
67	340, 600	395, 200	437, 800	530, 300
68	341, 400	396, 800	439, 000	532, 300
69	342, 200	398, 300	440, 300	534, 000
70	343, 100	399, 600	441, 600	535, 300
71	344, 000	400, 900	443, 000	536, 700
72	344, 900	402, 300	444, 400	538, 100
73	345, 800	403, 500	445, 400	539, 400
74	346, 600	404, 800	446, 800	540, 500
75	347, 500	406, 200	448, 200	541, 600
76	348, 300	407, 400	449, 500	542, 800
77	349, 200	408, 400	450, 500	543, 900
78	350, 000	409, 400	451, 600	545, 100
79	350, 700	410, 300	452, 700	546, 200
80	351, 400	411, 100	453, 900	547, 100

	81	352, 200	412, 000	455, 200	547, 700
	82	353, 000	412, 900	456, 000	548, 700
	83	353, 800	413, 700	456, 900	549, 600
	84	354, 600	414, 600	457, 800	550, 500
	85	355, 300	415, 200	458, 700	551, 300
	86	356, 300	416, 000	459, 400	552, 200
	87	357, 300	416, 800	460, 100	553, 100
	88	358, 300	417, 600	460, 900	554, 000
	89	359, 300	418, 200	461, 700	554, 900
	90	360, 600	419, 000		555, 900
	91	361, 900	419, 800		556, 800
	92	363, 100	420, 600		557, 700
	93	364, 100	421, 200		558, 500
	94	364, 700	421, 900		559, 300
	95	365, 200	422, 700		560, 000
	96	365, 700	423, 300		560, 800
	97	366, 300	424, 000		561, 600
	98				562, 400
	99				563, 200
	100				563, 900
	101				564, 600
	102				565, 300
	103				566, 000
	104				566, 700
	105				567, 300
	106				567, 900
	107				568, 500
	108				569, 100

	109				569,500
	110				570,600
	111				571,700
	112				572,800
	113				573,900
	114				575,100
	115				576,200
	116				577,300
	117				578,300
	118				579,500
	119				580,600
	120				581,700
	121				582,700
再雇 用職 員		278,000	298,900	335,700	408,500

別表第2（第5条関係） 高等専門学校教育職給料表

職 員 の 区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 雇 用 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円
	1	211,800	249,100	286,000	348,400	470,100
	2	214,100	250,800	288,300	351,600	472,600
	3	216,400	252,500	290,600	354,800	475,100
	4	218,700	254,100	292,600	358,000	477,600
	5	220,800	255,700	294,400	361,300	480,100
	6	223,500	257,300	295,900	364,100	482,500
	7	226,300	258,900	297,400	366,900	484,800
	8	229,000	260,500	298,900	369,700	487,200
	9	231,700	262,100	300,400	372,600	489,600
	10	234,600	263,900	301,900	374,700	492,000
	11	237,400	265,800	303,400	376,800	494,400
	12	240,100	267,700	305,000	378,900	496,800
	13	242,900	269,700	306,500	380,800	498,900
	14	244,100	271,700	308,100	382,500	501,400
	15	245,300	273,600	309,600	384,000	503,900
	16	246,500	275,500	311,100	385,600	506,200
	17	247,900	277,500	312,700	387,100	508,400
	18	249,400	279,300	314,300	388,400	510,800
	19	250,800	281,100	315,900	389,700	513,100
	20	252,200	282,900	317,500	391,000	515,400
	21	253,700	284,500	318,900	392,300	517,600
	22	254,500	286,100	321,100	394,300	519,700
	23	255,300	287,700	323,100	396,100	521,700
	24	256,100	289,300	325,300	397,900	523,700
	25	256,900	290,700	327,400	399,800	525,700
	26	258,200	292,200	329,800	401,600	527,500
	27	259,600	293,700	332,300	403,400	529,300
	28	261,000	295,000	334,700	405,100	531,100

29	262, 400	296, 300	337, 100	406, 800	532, 700
30	264, 000	297, 700	339, 500	408, 800	534, 000
31	265, 500	299, 100	341, 900	410, 800	535, 300
32	267, 000	300, 500	344, 100	412, 900	536, 500
33	268, 500	302, 000	346, 500	415, 000	537, 500
34	270, 000	303, 400	348, 900	417, 100	538, 700
35	271, 500	304, 900	351, 400	419, 200	539, 900
36	273, 000	306, 300	353, 900	421, 400	541, 100
37	274, 500	307, 700	356, 400	423, 600	542, 200
38	275, 600	309, 600	358, 200	425, 800	543, 400
39	276, 700	311, 400	360, 000	428, 100	544, 600
40	277, 800	313, 200	361, 800	430, 200	545, 800
41	278, 900	315, 000	363, 400	432, 300	546, 700
42	279, 900	317, 200	364, 900	434, 500	547, 700
43	280, 900	319, 400	366, 400	436, 700	548, 700
44	281, 900	321, 600	367, 900	438, 900	549, 800
45	282, 900	323, 700	369, 500	440, 900	550, 800
46	284, 300	326, 000	371, 200	443, 500	551, 700
47	285, 700	328, 200	372, 800	445, 900	552, 600
48	287, 000	330, 300	374, 400	448, 400	553, 500
49	288, 300	332, 500	376, 100	450, 800	554, 500
50	289, 200	334, 500	377, 600	453, 300	
51	290, 100	336, 500	379, 100	455, 800	
52	291, 000	338, 500	380, 600	458, 200	
53	291, 800	340, 400	382, 200	460, 600	
54	292, 800	342, 400	383, 800	463, 000	
55	293, 800	344, 400	385, 300	465, 200	
56	294, 700	346, 400	386, 900	467, 500	
57	295, 600	348, 500	388, 500	469, 900	
58	296, 600	350, 000	390, 000	472, 100	
59	297, 600	351, 500	391, 600	474, 300	
60	298, 500	353, 000	393, 100	476, 400	
61	299, 300	354, 400	394, 700	478, 400	
62	299, 900	355, 900	396, 200	480, 000	
63	300, 600	357, 300	397, 700	481, 600	

64	301, 200	358, 700	399, 300	483, 200
65	301, 800	360, 100	400, 900	484, 900
66	302, 400	361, 600	402, 700	486, 400
67	303, 000	363, 100	404, 600	488, 000
68	303, 600	364, 600	406, 400	489, 400
69	304, 200	366, 200	408, 200	490, 500
70	304, 800	367, 700	409, 800	492, 000
71	305, 400	369, 200	411, 400	493, 400
72	306, 000	370, 700	413, 000	494, 900
73	306, 600	372, 300	414, 500	496, 100
74	307, 400	373, 900	416, 100	497, 600
75	308, 200	375, 500	417, 700	499, 100
76	309, 000	377, 100	419, 200	500, 400
77	309, 700	378, 600	420, 700	501, 700
78	310, 400	380, 000	422, 200	503, 100
79	311, 200	381, 400	423, 600	504, 600
80	312, 000	382, 900	425, 100	505, 900
81	312, 800	384, 200	426, 700	507, 300
82	313, 600	385, 900	428, 200	508, 400
83	314, 500	387, 700	429, 600	509, 500
84	315, 300	389, 400	431, 100	510, 600
85	316, 200	391, 000	432, 600	511, 600
86	317, 100	392, 800	433, 800	512, 700
87	318, 100	394, 600	434, 900	513, 800
88	318, 900	396, 400	436, 000	514, 900
89	319, 800	397, 900	436, 900	515, 800
90	320, 600	399, 500	438, 000	516, 700
91	321, 400	401, 100	439, 100	517, 800
92	322, 100	402, 800	440, 200	518, 900
93	322, 800	404, 300	441, 100	519, 800
94	323, 400	406, 000	442, 000	520, 700
95	324, 000	407, 800	442, 900	521, 400
96	324, 600	409, 400	443, 800	522, 200
97	325, 300	411, 000	444, 600	522, 900
98	326, 100	411, 900	445, 400	523, 700

	99	326, 900	412, 800	446, 200	524, 500	
	100	327, 700	413, 800	446, 700	525, 300	
	101	328, 500	414, 600	447, 100	525, 900	
	102	329, 300	415, 400	447, 700	526, 700	
	103	330, 000	416, 200	448, 300	527, 400	
	104	330, 700	417, 000	448, 900	528, 100	
	105	331, 300	417, 600	449, 400	528, 600	
	106	331, 900	418, 100		529, 300	
	107	332, 400	418, 800		530, 000	
	108	333, 000	419, 500		530, 700	
	109	333, 500	420, 100		531, 300	
	110		420, 800		531, 900	
	111		421, 500		532, 600	
	112		422, 100		533, 300	
	113		422, 900		534, 000	
	114		423, 500		534, 600	
	115		424, 100		535, 200	
	116		424, 700		535, 800	
	117		425, 300		536, 300	
	118		426, 000		536, 900	
	119		426, 600		537, 400	
	120		427, 300		537, 900	
	121		427, 700		538, 500	
	122				539, 100	
	123				539, 700	
	124				540, 300	
	125				540, 700	
	126				541, 700	
	127				542, 700	
	128				543, 700	
	129				544, 700	
再 雇 用		246, 400	298, 100	319, 800	402, 500	

職員					
----	--	--	--	--	--

別表第3（第5条関係） 一般職給料表

職員の 区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円
	1	185,300	208,300	236,900	273,700	293,400	314,200
	2	186,400	210,400	238,700	275,700	295,500	316,900
	3	187,500	212,500	240,500	277,700	297,600	319,600
	4	188,600	214,600	242,200	279,700	299,700	322,300
	5	189,900	216,600	243,900	281,600	301,600	324,900
	6	191,300	218,700	245,600	283,500	303,700	327,600
	7	192,600	220,800	247,300	285,400	305,800	330,400
	8	193,900	222,900	249,100	287,200	308,000	333,200
	9	195,000	224,900	250,900	289,100	310,200	335,900
	10	196,300	226,600	252,100	290,800	311,900	338,700
	11	197,600	228,000	253,400	292,400	313,600	341,500
	12	198,900	229,400	254,700	293,900	315,300	344,300
	13	200,400	230,800	256,000	295,400	316,800	347,100
	14	202,400	232,100	257,300	297,100	318,200	349,900
	15	204,400	233,400	258,600	298,700	319,700	352,600
	16	206,400	234,700	259,900	300,200	321,200	355,300
	17	208,300	236,000	261,300	301,700	322,600	358,000
	18	210,400	237,600	262,900	303,200	324,300	360,800
	19	212,500	239,200	264,300	304,700	326,000	363,500
	20	214,600	240,800	265,900	306,200	327,800	366,200
	21	216,600	242,300	267,500	307,800	329,500	368,900
	22	218,700	243,600	269,300	309,500	331,300	371,400
	23	220,800	244,800	271,100	311,200	333,100	373,900
	24	222,900	246,000	272,900	313,000	334,900	376,400
	25	224,900	247,100	274,700	314,700	336,800	378,700

26	226, 600	248, 000	276, 400	316, 300	338, 700	381, 000
27	228, 000	248, 900	278, 200	318, 100	340, 700	383, 300
28	229, 400	249, 700	279, 900	319, 900	342, 600	385, 500
29	230, 800	250, 500	281, 700	321, 700	344, 500	387, 600
30	232, 100	251, 600	283, 400	323, 300	346, 300	389, 800
31	233, 400	252, 600	285, 000	324, 900	348, 100	391, 900
32	234, 700	253, 600	286, 600	326, 500	349, 900	394, 000
33	236, 000	254, 600	288, 100	328, 100	351, 600	396, 200
34	236, 500	256, 100	289, 600	329, 800	353, 300	398, 700
35	237, 000	257, 500	291, 200	331, 500	355, 000	401, 100
36	237, 600	258, 900	292, 800	333, 200	356, 600	403, 400
37	238, 200	260, 300	294, 300	334, 900	358, 100	405, 500
38	238, 600	261, 800	295, 700	336, 600	359, 600	407, 500
39	239, 000	263, 400	297, 100	338, 300	361, 100	409, 500
40	239, 400	265, 000	298, 500	340, 000	362, 600	411, 500
41	239, 700	266, 500	300, 000	341, 500	364, 100	413, 500
42	240, 200	267, 800	301, 500	343, 200	365, 900	415, 600
43	240, 700	269, 200	302, 800	344, 800	367, 600	417, 600
44	241, 200	270, 500	304, 300	346, 400	369, 300	419, 500
45	241, 600	271, 800	305, 800	348, 100	371, 100	421, 100
46	242, 000	273, 300	307, 400	349, 600	372, 700	423, 000
47	242, 400	274, 800	308, 900	351, 200	374, 100	425, 000
48	242, 800	276, 300	310, 500	352, 700	375, 600	426, 900
49	243, 100	277, 700	312, 100	354, 200	377, 100	428, 700
50	243, 500	279, 200	313, 700	355, 500	378, 700	430, 400
51	244, 000	280, 800	315, 400	356, 700	380, 200	432, 100
52	244, 400	282, 400	317, 000	357, 900	381, 800	433, 800
53	244, 800	283, 900	318, 600	359, 100	383, 400	435, 500
54	245, 200	285, 500	320, 200	360, 200	384, 800	436, 400

55	245, 600	287, 000	321, 800	361, 200	386, 200	437, 300
56	245, 900	288, 600	323, 400	362, 300	387, 500	438, 100
57	246, 200	290, 200	325, 100	363, 300	388, 700	438, 800
58	246, 700	291, 500	326, 800	364, 500	389, 700	439, 700
59	247, 200	292, 900	328, 400	365, 600	390, 700	440, 500
60	247, 800	294, 200	330, 000	366, 700	391, 700	441, 400
61	248, 300	295, 400	331, 600	367, 800	392, 600	442, 100
62	248, 800	296, 700	333, 100	368, 600	393, 500	442, 800
63	249, 400	297, 900	334, 600	369, 300	394, 400	443, 500
64	250, 000	299, 200	336, 100	370, 000	395, 300	444, 200
65	250, 600	300, 400	337, 600	370, 700	396, 000	444, 900
66	251, 100	301, 900	338, 700	371, 300	396, 600	445, 700
67	251, 600	303, 300	339, 700	371, 900	397, 300	446, 500
68	252, 100	304, 700	340, 700	372, 500	398, 000	447, 300
69	252, 600	306, 100	341, 800	373, 100	398, 600	447, 900
70	253, 100	307, 400	342, 700	373, 700	399, 100	448, 300
71	253, 600	308, 700	343, 600	374, 200	399, 800	448, 800
72	254, 100	310, 000	344, 500	374, 700	400, 400	449, 300
73	254, 700	311, 100	345, 200	375, 200	401, 000	449, 900
74	255, 100	312, 200	346, 000	375, 700	401, 600	450, 500
75	255, 500	313, 400	346, 800	376, 200	402, 300	451, 100
76	255, 900	314, 400	347, 600	376, 700	402, 900	451, 400
77	256, 300	315, 400	348, 400	377, 200	403, 500	451, 700
78	256, 700	316, 500	349, 000	377, 700	404, 100	452, 200
79	257, 000	317, 700	349, 600	378, 200	404, 800	452, 700
80	257, 300	318, 700	350, 100	378, 700	405, 400	453, 100
81	257, 600	319, 700	350, 700	379, 200	406, 000	453, 500
82	257, 900	320, 700	351, 200	379, 700	406, 700	453, 900
83	258, 400	321, 700	351, 700	380, 200	407, 100	454, 400

84	258, 800	322, 500	352, 200	380, 600	407, 700	454, 900
85	259, 200	323, 300	352, 700	381, 000	408, 200	455, 300
86	259, 700	324, 000	353, 100	381, 400	408, 800	455, 700
87	260, 200	324, 700	353, 400	381, 800	409, 400	456, 100
88	260, 700	325, 300	353, 700	382, 200	410, 000	456, 500
89	261, 100	326, 000	354, 000	382, 600	410, 600	456, 900
90	261, 600	326, 700	354, 300	383, 000	411, 200	457, 300
91	262, 100	327, 300	354, 600	383, 400	411, 700	457, 700
92	262, 600	327, 800	354, 900	383, 700	412, 200	458, 100
93	263, 000	328, 400	355, 200	384, 000	412, 600	458, 400
94		328, 900	355, 500	384, 400	413, 100	459, 100
95		329, 400	355, 800	384, 800	413, 500	459, 800
96		329, 900	356, 100	385, 100	414, 000	460, 500
97		330, 400	356, 400	385, 400	414, 400	461, 300
98		330, 800	356, 600	385, 800	414, 800	462, 100
99		331, 300	356, 900	386, 200	415, 100	462, 900
100		331, 800	357, 200	386, 500	415, 500	463, 700
101		332, 300	357, 400	386, 800	415, 900	464, 600
102			357, 700	387, 200	416, 300	
103			358, 000	387, 500	416, 600	
104			358, 200	387, 800	417, 000	
105			358, 400	388, 100	417, 300	
106			358, 700	388, 400	417, 700	
107			359, 000	388, 700	418, 000	
108			359, 200	389, 000	418, 400	
109			359, 400	389, 200	418, 600	
110			359, 700	389, 500	419, 000	
111			359, 900	389, 800	419, 300	
112			360, 100	390, 000	419, 700	

	113		360, 300	390, 200	419, 900	
	114		360, 600	390, 400	420, 300	
	115		360, 800	390, 600	420, 600	
	116		361, 000	390, 800	421, 000	
	117		361, 200	391, 000	421, 200	
	118		361, 400	391, 200	421, 600	
	119		361, 600	391, 400	421, 900	
	120		361, 800	391, 600	422, 200	
	121		362, 000	391, 800	422, 400	
	122		362, 200			
	123		362, 400			
	124		362, 600			
	125		362, 800			
	126		363, 000			
	127		363, 200			
	128		363, 300			
	129		363, 400			
	130		363, 600			
	131		363, 800			
	132		363, 900			
	133		364, 000			
	134		364, 200			
	135		364, 400			
	136		364, 500			
	137		364, 600			
	138		365, 500			
	139		366, 400			
	140		367, 300			

	141			368,200			
	142			369,100			
	143			370,000			
	144			370,900			
	145			371,800			
	146			372,700			
	147			373,600			
	148			374,500			
	149			375,400			
	150			376,300			
	151			377,200			
	152			378,100			
	153			379,000			
	154			379,900			
	155			380,800			
	156			381,700			
	157			382,600			
	158			383,500			
	159			384,400			
	160			385,300			
再雇用職員		187,900	210,700	257,800	291,400	309,000	366,200